

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		障害年金等の給付		
根拠法令及び条項		予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)第 11 条第 1 項		
所 管 部 課 名		市民健康部 保健センター		
審 査 基 準	関係法令等及び条項			
	基 準	予防接種法第 11 条第 1 項には判断基準が記載してあるが、具体的な基準はなし		
	設定年月日	平成 13 年 9 月 18 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 30 日程度 (注: 休日は含まない。)		
	内 訳	経由機関 20 日 (機関名 厚生労働省) 協議機関 日 (機関名) 処分機関 10 日		
	設定年月日	平成 13 年 9 月 18 日	最終変更年月日	
備 考				